

掛川市規則第36号

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市火災予防条例施行規則（平成17年掛川市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第64条」を「第64条第1項」に改め、同項第1号中「第64条第1号」を「第64条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第64条第2号」を「第64条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第64条第3号」を「第64条第1項第3号」に改め、同項第4号中「第64条第4号」を「第64条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第64条第5号」を「第64条第1項第5号」に改め、同項第6号中「第64条第6号」を「第64条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。